

# 岩手県労働委員会年報

令和5年版

(令和5年1月から12月までの活動状況)

岩手県労働委員会事務局



## は し が き

この年報は、令和5年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った調整事件等の処理状況及び当委員会の活動状況の概要を取りまとめたものです。

この冊子が、より多くの方々に労働委員会の役割についての理解を深めていただける一助となり、また、日頃労働関係の業務に携わっておられる方々に少しでも御参考になれば幸いです。

令和6年3月

岩手県労働委員会事務局



# 目 次

## 第1章 総 説

第1節 労働委員会の組織等	1
1 労働委員会	1
2 委 員	1
3 あっせん員候補者	2
4 事務局	3
第2節 労働委員会の活動状況	4
1 会議等	4
2 審 査	4
3 調 整	4
4 労働委員会の活性化	4
5 月別活動状況	5

## 第2章 会 議

第1節 総 会	8
第2節 公益委員会議	13
第3節 調停委員会	14
第4節 仲裁委員会	14
第5節 小委員会	14
第6節 各種連絡会議	14
1 全国会議	14
2 ブロック会議	15

## 第3章 審 査

第1節 労働組合の資格審査	16
第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示	16
第3節 不当労働行為事件の審査	17
1 概 況	17
2 審査の目標期間の達成状況	18
3 新規申立ての状況	18
第4節 再審査事件	20
1 概 況	20
第5節 行政訴訟事件	21
1 概 況	21

## 第4章 調 整

第1節 労働争議の調整	22
1 概 況	22

2	新規申請の状況	23
第2節	争議行為予告通知及び実情調査	27
1	争議行為予告通知の概況	27
2	実情調査の概況	27
第3節	個別労働関係紛争のあっせん	28
1	概況	28
2	新規申請の状況	29
3	あっせん事件の概要	32
第4節	労働相談	33
1	労働相談の概況	33
2	出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催	34

## 第5章 労働委員会の活性化

1	主な取組内容	36
2	今後の取組	36

### ◆ 資料編

1	不当労働行為(不公正労働行為)事件数	41
2	命令決定事件一覧表	43
3	労働争議の調整事件数	47
4	個別労働関係紛争のあっせん事件数	50
5	第4次 岩手県労働委員会活性化計画	51

# 第1章 総 説

## 第1節 労働委員会の組織等

### 1 労働委員会

労働委員会は、中立・公正な立場で労使間の紛争解決を図るため、地方自治法及び労働組合法に基づいて県に設置された行政機関である。

### 2 委 員

労働委員会の委員は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)各5人の計15人で構成されている。

各委員は知事が任命し、任期は2年となっている。

労働者委員は労働組合、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき任命される。公益委員は、労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命される。

#### 第49期委員（任期：令和4.10.1～令和6.9.30）名簿

区分	氏 名	現職(令和5年12月31日現在)	新任・再任の別 就任年月日
公益委員	◎長谷川 大	弁護士	再任 平24.10.1
	○太田 秀栄	弁護士	再任 平28.10.1
	本田 純	特定社会保険労務士	再任 平26.10.1
	石堂 淳	岩手県立大学 理事/ 岩手県立大学 名誉教授	再任 平30.10.1
	河合 墨	岐阜大学地域科学部 教授/ 岩手大学人文社会科学部 教授	再任 令2.10.1
労働者委員	鈴木 圭	日本労働組合総連合会岩手県連合会 事務局長	再任 平26.10.1
	山岸 伸行	全日通労働組合岩手支部 執行委員長	再任 平30.10.1
	紺野 千鶴子	日本労働組合総連合会岩手県連合会気仙地域協議会 事務局長	新任 令4.10.1
	佐藤 茂生	東北電力労働組合岩手県本部 委員長	新任 令4.10.1
	佐々木 正	東京製綱労働組合北上支部 執行委員長	新任 令4.10.1
使用者委員	平野 佳則	株式会社平金商店 代表取締役	再任 平28.10.1
	松川 顕	盛岡ガス株式会社 常務取締役	再任 平30.10.1
	柴田 千春	第一商事株式会社 代表取締役社長	再任 令2.10.1
	石川 義晃	三陸鉄道株式会社 代表取締役社長	新任 令4.10.1
	藤田 芳男	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事	新任 令4.10.1

(注) ◎は会長 ○は会長代理

### 3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働争議等のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、「岩手県労働委員会あっせん員候補者規程」（昭和53年3月31日地方労働委員会訓令第2号）により、次に掲げる者のうちから委嘱している。

- (1) 委員会の委員
- (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、特命課長、主任主査、副主任幹及び主査（調整を担当する者に限る。）
- (3) 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室の労働課長並びに主任主査及び主査（労働を担当する者に限る。）

#### あっせん員候補者名簿

- 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条のあっせん員候補者
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)第5条のあっせん員候補者  
(令和5年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日	
		労働関係調整法第10条関係	個別紛争解決条例第5条関係
はせがわ だい 長谷川 大	労働委員会公益委員	令4.10.3	令4.10.3
おおた しゅう えい 太田 秀栄	労働委員会公益委員	令4.10.3	令4.10.3
ほん だ じゅん 本田 純	労働委員会公益委員	令4.10.3	令4.10.3
いし どう じゅん 石堂 淳	労働委員会公益委員	令4.10.3	令4.10.3
かわ い るい 河合 塁	労働委員会公益委員	令4.10.3	令4.10.3
すず き けい 鈴木 圭	労働委員会労働者委員	令4.10.3	令4.10.3
やま ぎし のぶ ゆき 山岸 伸行	労働委員会労働者委員	令4.10.3	令4.10.3
こん の ちづ こと 紺野 千鶴子	労働委員会労働者委員	令4.10.3	令4.10.3
さ とう しげ お 佐藤 茂生	労働委員会労働者委員	令4.10.3	令4.10.3
さ さ き ただし 佐々木 正	労働委員会労働者委員	令4.10.3	令4.10.3
ひら の よし のり 平野 佳則	労働委員会使用者委員	令4.10.3	令4.10.3
まつ かわ けん 松川 顕	労働委員会使用者委員	令4.10.3	令4.10.3
しば た ち はる 柴田 千春	労働委員会使用者委員	令4.10.3	令4.10.3
いし かわ よし あき 石川 義晃	労働委員会使用者委員	令4.10.3	令4.10.3
ふじ た よし お 藤田 芳男	労働委員会使用者委員	令4.10.3	令4.10.3

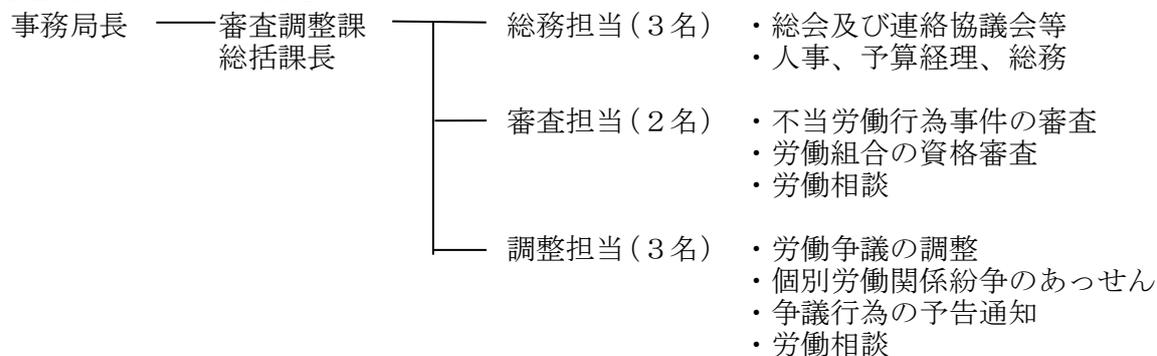
みや 昌隆	労働委員会事務局長	令5.4.21	令5.4.21
しの 戸克枝	労働委員会事務局審査調整課総括課長	令3.4.23	令3.4.23
すが 原栄題	労働委員会事務局審査調整課主任主査	令3.4.23	令3.4.23
すが 原俊樹	商工労働観光部定住推進・雇用労働室労働課長	令5.4.21	令5.4.21

#### 4 事務局

労働委員会に関する事務を行うために事務局を置き、知事が会長の同意を得てその組織を定め、職員を任命することとされている。

当委員会の事務局の組織は、平成16年4月から、それまでの2課から1課3担当に移行し、令和5年度における職員数は10人である（岩手県職員定数条例上は14人）。

##### 【組織図（令和5年度）】



住所 020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25

朝日生命盛岡中央通ビル3階

電話 (総務) 019-629-6271・6275

(審査・調整) 019-629-6276・6277

FAX 019-629-6274

## 第2節 労働委員会の活動状況

### 1 会議等

令和5年は、第49期委員により運営され、定例総会を12回開催した。

また、全国及び北海道・東北地区の連絡協議会の総会等に参加し、各労働委員会相互の連絡及び事務処理について必要な調査研究、情報交換等を行った。

### 2 審査

(1) 労働組合格審査の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。

(2) 不当労働行為事件の取扱件数は、新規申立てがなく、令和6年への繰越しもなかった。

なお、当委員会を初審とする中央労働委員会における再審査事件はなかった。

### 3 調整

(1) 労働争議の調整事件の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。

(2) 当委員会が受け付けた争議行為予告通知の件数は、2件であった。業種別内訳は、いずれも医療・公衆衛生事業である。争議行為予告通知があったものについて実情調査を行った延べ件数は、26件であった。

(3) 個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は、新規申請が1件であった。終結状況は、翌年への繰越しが1件であった。

(4) 当委員会に寄せられた労働相談件数は、643件であった。相談内容別では、「賃金・手当」や「退職」に関する相談が多かった。

### 4 労働委員会の活性化

令和5年は、令和3年度に策定した第4次岩手県労働委員会活性化計画（令和4年度～令和6年度）に基づいて活動した。

労働委員会の周知を図る取組として、ホームページや県広報媒体の活用に積極的に取り組んだ。昨年度実施した県立図書館との連携展示を継続するとともに、従来から行っている公共機関へのポスター掲示に加え、新たな広報資材の設置や、県関係機関が実施する研修会等での労働相談や出前講座等の周知など、情報発信の拡充を図った。

また、県民が利用しやすい環境づくりに向けた取組として、平日夜間の出前無料労働相談会を継続するとともに、フリーダイヤル、メールによる労働相談を行い、過去最多となる643件の相談が寄せられた。

## 5 月別活動状況

月	日	内 容
1	17	出前講座（岩手県産業資源循環協会）
	18	出前講座（岩手大学）
	21	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（応用研修）【WEB開催】
	23	月例無料労働相談会
	23	第1483回定例総会
	23	研修報告会（〔全基連〕個別労働紛争解決研修（応用研修））
2	11	出前無料労働相談会（盛岡市）
	15	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（応用研修）【WEB開催】
	18	出前無料労働相談会（奥州市）
	20	月例無料労働相談会
	20	第56回労働委員会活性化検討委員会
	20	第1484回定例総会
	20	研修報告会（〔全基連〕個別労働紛争解決研修（応用研修））
3	3	出前講座（岩手県国保連労働組合青年部）
	9	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会第1回研修課題検討会
	24	月例無料労働相談会
	24	第1485回定例総会
	24	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題説明会
4	21	月例無料労働相談会
	21	第1486回定例総会
	21	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題勉強会
	24	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会（～25日福島県）
5	26	月例無料労働相談会
	26	第1487回定例総会
	26	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会第2回研修課題検討会
6	1	北海道及び東北六県労働委員会事務局長連絡会議（秋田県）
	1	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会議（秋田県）
	1	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（～2日秋田県）
	2	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会総会・研究会（～3日秋田県）
	8	全国労働委員会事務局長連絡会議（茨城県）
	9	全国労働委員会会長連絡会議（茨城県）
	11	出前無料労働相談会（北上市）
	12	労働委員会事務局職員中央研修（～14日東京都）
	17	出前無料労働相談会（大船渡市、二戸市）
	23	月例無料労働相談会

月	日	内 容
	23	第57回労働委員会活性化検討委員会
	23	第1488回定例総会
	23	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会第3回研修課題検討会
	25	出前無料労働相談会（奥州市、遠野市）
7	5	出前講座（ジョブカフェいわて）
	7	出前無料労働相談会（矢巾町）
	10	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会第4回研修課題検討会
	11	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（～13日 東京都）
	28	月例無料労働相談会
	28	第1489回定例総会
	28	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題説明会
8	2	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（基礎研修）
	22	〔全基連〕個別労働紛争解決研修（基礎研修）【WEB開催】
	25	月例無料労働相談会
	25	第1回委員研修会（講師：岩手労働局 局長）
	25	第1490回定例総会
	25	研修報告会（〔全基連〕個別労働紛争解決研修（基礎研修））
	25	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会第1回研修課題勉強会
	31	北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議（～1日 宮城県）
9	7	公労使委員合同研修（～8日 東京都）
	22	月例無料労働相談会
	22	第1491回定例総会
	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会第2回研修課題勉強会
10	1	出前無料労働相談会（宮古市）
	7	岩手労働局等との関係機関合同労働相談会（盛岡市）
	13	出前無料労働相談会（北上市）
	19	月例無料労働相談会
	19	第1492回定例総会
	19	研修報告会（公労使委員合同研修）
	19	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会第3回研修課題勉強会
	26	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（～27日 岩手県）
	30	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
	31	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
11	1	令和5年（個）第1号個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
	9	第78回全国労働委員会連絡協議会総会（～10日 東京都）
	12	出前無料労働相談会（一関市、久慈市）
	14	出前講座（岩手県立大学）

月	日	内 容
	14	労働委員会事務局職員専門研修（～17日 東京都）
	20	月例無料労働相談会
	20	第58回労働委員会活性化検討委員会
	20	第1493回定例総会
	28	審問見学（東京都労働委員会）
12	6	出前講座（岩手県立大学盛岡短期大学部）
	22	月例無料労働相談会
	22	第1494回定例総会

## 第 2 章 会 議

### 第 1 節 総 会

労働委員会の総会は委員全員で行う会議であり、労働委員会規則第 5 条第 1 項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停及び仲裁に関する報告等、委員会活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

当委員会においては、原則として毎月第 4 金曜日を定例日として開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。

令和 5 年は、12 回開催され、その概況は次のとおりである。

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1483	1. 23	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 不当労働行為事件の審査の目標期間の達成状況(令和 4 年)について (イ) 争議行為の予告通知について (ウ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和 5 年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表《委員用》(素案)について イ 令和 5 年度岩手県労働委員会諸会議等出席予定委員(素案)について ウ 第 78 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)について エ 令和 5 年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会における研修課題検討会の設置について オ 出前講座(1 月 17 日、18 日開催分)の報告及び今後の開催予定について	
1484	2. 20	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 第 56 回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		告について イ 令和5年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表《委員用》（案）について ウ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会における研修課題の作成について エ 「個人情報の保護等に関する条例」の制定に伴う関係規程の整備について オ 労働関係統計について カ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会及び会長連絡会議の開催について	
1485	3.24	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) 「個人情報の保護等に関する条例」の制定に伴う関係規程の整備について イ 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和5年度岩手県労働委員会総会・諸会議等実施計画表について イ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会における研修課題事例の選定結果について ウ 出前講座（3月3日開催分）の報告及びこれまでの開催実績について	
1486	4.21	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) あっせん員候補者の委嘱（案）について イ 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和5年度岩手県労働委員会事務局業務方針について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1487	5.26	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営委員会について イ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題(検討用)について ウ 労働関係統計について	
1488	6.23	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 第57回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の概要について ウ 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について エ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の日程(案)について	
1489	7.28	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		会について イ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題について ウ 令和5年度第1回「委員研修会」について エ 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について	
1490	8.25	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 労働関係統計について イ 出前講座(7月5日開催分)の報告について	
1491	9.22	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 松川、柴田、石川、藤田
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について	
1492	10.19	出席委員	(公) 長谷川、本田、太田、石堂、河合 (労) 山岸、紺野、佐藤、佐々木 (使) 平野、松川、柴田、石川
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 争議行為の予告通知について (イ) 労働相談の概要報告について (2) その他 ア 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について	
1493	11.20	出席委員	(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合 (労) 鈴木、山岸、紺野、佐藤 (使) 平野、松川、柴田、石川、藤田

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和5年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん申請について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(ウ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第58回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について</p> <p>イ 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について</p> <p>ウ 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について</p> <p>エ 労働関係統計について</p> <p>オ 出前講座(11月14日開催分)の報告及び今後の開催予定について</p>	
1494	12.22	出席委員	<p>(公) 長谷川、太田、本田、石堂、河合</p> <p>(労) 山岸、紺野、佐藤、佐々木</p> <p>(使) 平野、松川、柴田、石川、藤田</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 令和5年(個)第1号個別労働関係紛争あっせん経緯について</p> <p>(イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(ウ) 労働相談の概要報告について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 審問見学の概要について</p> <p>イ 出前講座(12月6日開催分)の報告及び今後の開催予定について</p>	

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定による準司法的、判定的機能を果たすため、公益委員のみで行う会議である。

令和5年の開催はなかった。

### 第3節 調停委員会

調停委員会は、労働関係調整法第19条の規定により、会長が指名する公・労・使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で、労働争議の調停に当たるものである。

令和5年は、設置されなかった。

### 第4節 仲裁委員会

仲裁委員会は、労働関係調整法第31条の規定により、公益委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、会長が指名する3人の委員で構成される会議で、労働争議の仲裁に当たるものである。

令和5年は、設置されなかった。

### 第5節 小委員会

小委員会は、労働委員会規則第5条の規定に基づき、会長が指名した委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うものである。

令和5年は、設置されなかった。

### 第6節 各種連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長等の連絡会議が設けられており、全国、ブロックに分かれて開催されている。

令和5年における各種連絡会議の概況は、次のとおりである。

#### 1 全国会議

##### (1) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

- ① 期日・場所 令和5年11月9日（木）～10日（金） 東京都
- ② 出席委員 (公) 長谷川・石堂 (労) 鈴木・佐藤 (使) 石川・藤田
- ③ 議題
  - 第1議題 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について  
(九州ブロック公労使提案)
  - 第2議題 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて  
(中部ブロック公労使提案)
  - 第3議題 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について  
(中労委提案)
- ④ 講演  
フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法と労働委員会  
(前中労委会長代理・ 荒木 尚志 氏)

##### (2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ① 期日・場所 令和5年6月9日（金） 茨城県水戸市
- ② 出席委員 長谷川会長

③ 議題懇談

「不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について」

2 ブロック会議

(1) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

① 期日・場所 令和4年6月1日（木）～2日（金） 秋田県秋田市

② 出席委員 (公) 太田・河合 (労) 紺野・佐々木 (使) 松川・藤田

③ 報告事項

第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について

④ 議事

議題1 令和4年取扱事件とその傾向及び特異事件について<資料交換>

議題2 令和4年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会決算について

(連絡協議会)

議題3 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会予算（案）について

(連絡協議会)

議題4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任について

(連絡協議会)

議題5 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

(連絡協議会)

議題6 令和6年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

(連絡協議会)

⑤ 研修

研修課題1 不誠実団体交渉事件への対応について

研修課題2 有期雇用社員の労働契約更新時に、労働条件の不利益変更を強いられたと主張するあっせん事案への対応について

⑥ 講演

最近の経済・雇用情勢

(日本銀行秋田支店長 片桐 大地 氏)

(2) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

① 期日・場所 令和5年10月26日（木）～27日（金） 岩手県盛岡市

② 出席委員 (公) 長谷川・太田・本田・石堂・河合

(労) 鈴木・山岸・紺野・佐藤・佐々木

(使) 平野・松川・柴田・石川・藤田

③ 講演

近年の労働判例の動向 ～最新事例から学ぶ～

(慶應義塾大学法科大学院 教授 森戸 英幸 氏)

④ 研修

研修課題1 労組法上の使用者性と不当労働行為の成否について

研修課題2 事務処理と誤ったとしてなされた懲戒処分撤回を求める労働者からのあっせん申請への対応について

## 第 3 章 審 査

### 第 1 節 労働組合の資格審査

労働組合法第 5 条の規定による最近 5 か年の労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

令和 5 年は、前年からの繰越し、新規申請共になかった。

( 3 - 1 表 ) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 労 働 行 為	法 人 登 記	計								
(令和) 元	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	—	15	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—
3	—	—	—	1	1	1	—	1	—	—	—	1	—
4	—	15	—	—	15	15	—	15	—	—	—	15	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### 第 2 節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定・告示について、令和 5 年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による最近5か年の不当労働行為事件の取扱状況は、3-2表のとおりである。

令和5年は、前年からの繰越し、新規申立て共になかった。

(3-2表) 不当労働行為事件の取扱状況

年  次	取 扱 件 数			終 結 件 数							次 年 繰 越 し 件 数	
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命令・決定					
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下		計
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 2 審査の目標期間の達成状況

### (1) 審査の目標期間

不当労働行為事件の審査期間については、目標の達成状況等については、毎年少なくとも1回公表することとされている（労働組合法第27条の18、労働委員会規則第50条の2）。

- 審査の目標期間（平成24年1月27日 第644回公益委員会議決定）
    - ・ 団交拒否事件：6か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）
    - ・ 通常事件：1年
- （注1） 団交拒否事件は申立て事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件は団交拒否事件以外の事件を指す。
- （注2） 審査期間は、申立てから終結までに要した日数。目標期間は、個々の事件ごとではなく、各年の全終結事件における1事件当たりの平均処理日数。

### (2) 達成状況

令和5年における審査の目標期間の達成状況は、次のとおりである。

- ・ 団交拒否事件  
令和5年に終結した事件はない。
  - ・ 通常事件  
令和5年に終結した事件はない。
- また、審査の実施状況等は、3-3表のとおりである。

**(3-3表) 過去5年間における審査の実施状況**

年	事件種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
(令和) 元	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
2	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
3	団交拒否	1	1	30日	0回	0回	0人
	通常	—	—	—	—	—	—
4	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—
5	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	—	—	—	—	—	—

## 3 新規申立ての状況

### (1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

不当労働行為事件の最近5か年における新規申立件数は1件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は3-4表のとおりである。

(3-4表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別									
		組合	個人	組合個人	1	2	3	4	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入) 4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

(2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-5表のとおりである。

(3-5表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数						
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不明	
(令和)元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第4節 再審査事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

当委員会を初審とする最近5か年における再審査事件の係属状況は、3-6表のとおりである。

令和5年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

(3-6表) 再審査事件の係属件数

年 次	係属件数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 ( 初 審 維 持 )	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
(令和) 元	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第5節 行政訴訟事件

### 1 概 況

労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、当委員会命令に係る取消訴訟事件はない。

## 第 4 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近 5 か年における取扱状況は、4-1 表のとおりである。

令和 5 年の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請ともに 0 件であった。

なお、調停は平成 15 年以降、仲裁は昭和 51 年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成 10 年以降、労使双方からの申請は昭和 57 年以降、職権による調整は昭和 59 年以降取扱いがない。

(4-1 表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率 (%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
元	あっせん	1	2	3		1	2	3	0	0.0
2	—			0				0	0	—
3	—			0				0	0	—
4	—			0				0	0	—
5	—			0				0	0	—

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始（規則 65 II）の件数を除いて算出したものである。

※解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り + 不調)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		元	2	3	4	5
調 整 区 分		あつせん	—	—	—	—
新規申請件数		2	0	0	0	0
産 業 別	運輸業, 郵便業 道路旅客運送業					
	教育, 学習支援業 学校教育	1 (1)				
	医療, 福祉 医療業	1 (1)				
企 業 規 模 別	30人未満					
	30～ 99人					
	100～ 299人					
	300～ 499人	2				
	500～ 999人					
	1,000～4,999人					

注) ( ) は、内数である。

## (2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	元	2	3	4	5
調整事項 調整区分	あっせん	—	—	—	—
貸金等	3				
貸金増額					
一時金	(1)				
諸手当					
その他貸金	(2)				
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
団交促進	1				
合計	4	0	0	0	0

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

2 ( ) は、内数である。

## (3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	元	2	3	4	5
構成 区分	あっせん	—	—	—	—
公1人、労1人、使1人	1				
公2人、労1人、使1人	1				
指名なし					
合計	2	0	0	0	0

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	元	2	3	4	5	
調整区分	あっせん	—	—	—	—	
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日	1				
	61日～90日					
	91日以上	2				
	計	3	0	0	0	0
	平均日数	113.3	—	—	—	—

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の最近5か年における所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次		元	2	3	4	5
調整区分		あっせん	—	—	—	—
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日	1				
	61日～90日					
	91日以上	2				
	計	3	0	0	0	0
	平均日数	113.3	—	—	—	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

## 第2節 争議行為予告通知及び実情調査

### 1 争議行為予告通知の概況

令和4年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

#### (1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-7表のとおりであり、令和5年の件数は医療が2件となっている。

(4-7表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路旅 客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
元							2	2
2							2	2
3							2	2
4							2	2
5							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

#### (2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

### 2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-8表のとおりであり、令和5年は26件である。

終結状況は、解決22件、打切り2件、繰越し2件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-8表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ っ せ ん 移 行	繰越し	計
元	5	26	31	24	3		4	31
2	4	26	30	27	3		0	30
3		25	25	22	1		2	25
4	2	24	26	22	2		2	26
5	2	24	26	22	2		2	26

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

### 第3節 個別労働関係紛争のあっせん

#### 1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-9表のとおりである。

令和5年の取扱件数は1件であった。

(4-9表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
元	1	2	3	2			2	1	100.0
2	1	2	3	3			3	0	100.0
3		5	5		2	3	5	0	0.0
4		1	1	1			1	0	100.0
5		1	1				0	1	—

- 注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始の件数を除いて算出したものである。  
 ※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)
- 2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-10表のとおりである。

令和5年新規申請件数の産業別内訳は、卸売業・小売業が1件となっており、企業規模別では従業員数10～49人が1件となっている。

(4-10表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		元	2	3	4	5
新規申請件数		2	2	5	1	1
産 業 別	建設業 職別工事業 設備工事業					
	電気・ガス・熱供給・水道業 ガス業			1 (1)		
	情報通信業 情報サービス業	1 (1)	1 (1)			
	卸売業・小売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業	1 (1)		1 (1)		1 (1)
	学術研究、専門・技術サービス業 専門サービス業					
	生活関連サービス業、娯楽業 その他の生活関連サービス業 娯楽業			1 (1)		
	医療、福祉 医療業 保健衛生 社会保険・社会福祉・介護事業		1 (1)		1 (1)	
	サービス業(他に分類されないもの) 職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業			2 (1) (1)		
企 業 規 模 別	1 ～ 9 人 10 ～ 49 人 50 ～ 99 人 100 ～ 299 人 300 ～ 499 人 500人以上	1 1	1 1	1 2	1	1

注) ( ) は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-11表のとおりである。

令和5年の新規申請事件のあっせん事項は、「退職」に関するものが1件となっている。

(4-11表) あっせん事項別件数(新規)

年次 あっせん事項	元	2	3	4	5
経営又は人事 解雇 配置転換、出向・転籍 懲戒処分 退職 その他経営又は人事		1    (1)		1   (1)	1    (1)
賃金等 賃金未払 退職一時金 諸手当 その他賃金	2 (2)	1   (1)	4   (1) (1)		
職場の人間関係 パワハラ・嫌がらせ			2 (2)		
その他 その他			1 (1)		

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-12表のとおりである。

(4-12表) あっせん員構成別件数(新規)

年次 構成	元	2	3	4	5
公1人、労1人、使1人	2	2	4	1	1
公2人、労1人、使1人					
指名なし			1		
合計	2	2	5	1	1

#### (4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は4-13表のとおりである。

(4-13表) 係属日数別件数

年 次		元	2	3	4	5
係 属 日 数	1日～10日			1		
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日		1	1		
	61日～90日	1	1	2		
	91日以上	1	1	1	1	
	計	2	3	5	1	
	平均日数	86.0	116.0	56.4	99.0	

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

#### (5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4-14表のとおりである。

(4-14表) 所要日数別件数

年 次		元	2	3	4	5
所 要 日 数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日		1	1		
	31日～60日	2	1	2	1	
	61日～90日			1		
	91日以上		1			
	計	2	3	4	1	
	平均日数	43.0	80.3	42.75	57.0	

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

### 3 あっせん事件の概要

令和5年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-15表のとおりである。

(4-15表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表  
(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
5-1 (58)	A個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 5.11.1 (終結日) —	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 卸売業・小売業 (16人) <b>【あっせん事項】</b> 退職 <b>【あっせん回数】</b> 一回 <b>【経過】</b> 労働者が、職場の上司らからの暴言等で精神バランスを崩していたところ、明確な説明のないまま退職に追い込まれたと主張し、経済的・精神的損害に対するの補償金、上司の謝罪等を求めたもの。 令和5年内に終結せず、翌年に繰り越した。	(公)長谷川 (労)紺野 (使)松川
		繰越		5.11.28
		— (—)		

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあっせん開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

## 第4節 労働相談

### 1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の最近5か年の状況は、4-16表のとおりである。

令和5年の労働相談件数は643件であり、前年（628件）と比較して2.4%増加した。また、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「退職」に関する相談が多かった。

（4-16表） 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		元年	2年	3年	4年	5年
相談件数		368	376	448	628	643
相談内容	組合関係	11	9	4	6	20
	団体交渉	1	2	1	2	11
	解雇	26	13	38	29	53
	配置転換、出向・転籍	5	2	0	14	14
	復職	1	2	0	8	7
	懲戒処分	3	4	8	11	6
	退職	40	48	64	100	126
	賃金・手当	95	86	86	118	139
	労働契約	4	16	29	74	63
	労働時間	14	13	28	52	56
	休日・休暇・休業	30	28	46	86	85
	社会保険・労働保険	42	45	50	83	90
	セクハラ	3	2	2	6	7
	パワハラ・嫌がらせ	56	57	114	155	121
その他	100	104	91	110	111	

注) 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。

## 2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の個別労働関係紛争の早期解決並びに労働委員会制度及びあっせん制度の周知を目的とし、4-17表のとおり出前無料労働相談会を県内13箇所で開催し、11件の相談があった。また、月例無料労働相談会を4-18表のとおり開催し、7件の相談があった。

(4-17表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月11日(土) 午後1時～4時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)本田 (労)佐藤 (使)松川
2月18日(土) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)河合 (労)佐々木 (使)石川
6月11日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上市生涯学習センター)	(公)石堂 (労)山岸 (使)藤田
6月17日(土) 午後1時～4時	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)河合 (労)紺野 (使)平野
	二戸市 (二戸地区合同庁舎)	(公)太田 (労)佐藤 (使)松川
6月25日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)山岸 (使)藤田
	遠野市 (あすもあ遠野)	(公)本田 (労)鈴木 (使)石川
7月7日(金) 午後5時～8時	矢巾町 (やはぱーく)	(公)河合 (労)佐々木 (使)柴田
10月1日(日) 午後1時～4時	宮古市 (宮古地区合同庁舎)	(公)本田 (労)鈴木 (使)平野
10月7日(土)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)河合 (労)紺野 (使)松川
10月13日(金) 午後5時～8時	北上市 (北上市生涯学習センター)	(公)石堂 (労)山岸 (使)柴田
11月12日(日) 午後1時～4時	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)佐々木 (使)石川
	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)太田 (労)佐藤 (使)藤田

※ 10月7日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催。

(4-18表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
1月23日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)佐々木 (使)柴田
2月20日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)紺野 (使)松川
3月24日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)河合 (労)鈴木 (使)石川
4月21日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)山岸 (使)平野
5月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)河合 (労)佐藤 (使)柴田
6月23日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)紺野 (使)藤田
7月28日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)長谷川 (労)佐々木 (使)松川
8月25日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)鈴木 (使)石川
9月22日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)山岸 (使)藤田
10月19日(木) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)佐藤 (使)平野
11月20日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)紺野 (使)柴田
12月22日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)長谷川 (労)佐々木 (使)松川

## 第5章 労働委員会の活性化

### 1 主な取組内容

- (1) 令和5年度は、「第4次岩手県労働委員会活性化計画（令和4年度～令和6年度）」に基づき取組を行った。
- (2) 労働委員会の周知を図る取組として、学生等を対象に「出前講座」を県内各地で実施しワークルールの周知等を行うとともに、ホームページや県広報媒体を積極的に活用し、労働委員会の活用を呼び掛けた。また、昨年度実施した県立図書館との連携展示を継続するとともに、従来から実施している県内の公共施設を主としたポスター掲示等に加え、新たに広報資材の設置や県関係機関が実施する研修会等でリーフレットの配布を行うなど、情報発信の拡充を行った。
- (3) 県民が利用しやすい環境づくりに向けた取組として、毎月、委員による「月例無料労働相談会」を実施したほか、委員が県内各地に出向いて行う「出前無料労働相談会」を年間13回実施した。なお、相談者の利便性を考慮し、出前無料労働相談会の平日夜間開催2回を継続して実施した。また、事務局職員による「労働相談専用フリーダイヤル」による労働相談に加え、令和4年度から開始したメールによる労働相談への対応を行った。
- (4) 委員及び職員の資質向上に向けた取組として、受け付けた労働相談について、毎月の定例総会において情報提供するとともに対応委員から概要報告を行い、相談の情報及びノウハウを共有した。また、外部講師による研修会を開催し、労働行政の現状について理解を深めた。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策として導入したウェブ会議システムについて、諸会議、研修会、外部との打合せ等において同システムの有効活用を図ることにより、委員及び職員の資質向上及び業務効率化に取り組んだ。

### 2 今後の取組

上記の取組の結果、労働委員会への労働相談件数は過去最多の件数となるなど、労働委員会の認知度は着実に高まってきているものと考えられることから、令和6年度についても、計画に沿うとともに随時方法の見直しを行い、活性化に取り組むこととする。





# 資 料 編



1 不当労働行為（不公正労働行為）事件数

(1) 不公正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 年別	取扱件数							終結件数					次年 繰越 件数			
	前 年 繰 越 し	新規申立て						合 計	処 罰 請 求	打 切 り	勸 告 和 解	自 主 解 決		警 告	合 計	
		申立人別				該当法条別										
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	職 権	旧 労 組 法 十 一 条	旧 労 調 組 法 旧 十 四 十 条									
昭21		1				1		1			1		1			
22			2	1		2	1	3	3		2	1	3			
23		1	1		2	3	1	4	4	1	1		3	1		
24	1	2	1		1	4		4	5		1	2	1	1	5	
計	—	4	4	1	3	10	2	12	—	1	2	5	3	1	12	—

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～令和5年）

区分 年別	取扱件数												終結件数						次年 繰越 件数				
	前 年 繰 越 し	新規申立て											小 計	合 計	取下・和解			命令・決定			合 計		
		申立人別						労働組合法第7条該当号別							取 下 げ	和解		救済		棄 却		却 下	
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1・ 2	1・ 3	1・ 4	2・ 3				1・ 2・ 3	無 関 与	関 与					全 部
昭24		3	1		2				2				4	4		1	2					3	1
25	1	1	5		5				1				6	7	1		3	1		2		7	
26		1	1		1							1	2	2	1	1						2	
27		1	2		1				1			1	3	3		1	1					2	1
28	1	1	2		1				2				3	4	1		1	1				3	1
29	1	1							1				1	2	1							1	1
30	1	3	1		1		2		1				4	5	1	2	2					5	
31			1		1								1	1			1					1	
32		1			1								1	1			1					1	
33			1		1								1	1			1					1	
34		7				1	2			2		2	7	7			2	1	1			4	3
35	3	2					1		1				2	5		1	4					5	
36		3				1			1		1		3	3		1	1					2	1
37	1	2			1				1				2	3	1	1	1					3	
38		4	1		1		3					1	5	5		3			1	1		5	
39		1	1		2								2	2			1					1	1
40	1	2							1			1	2	3			1					1	2
41	2	2		1					3				3	5				1				1	4
42	4	1		4	4							1	5	9			1(1)					1	8
43	8	2		2	1	1			1	1			4	12	2		1	1				4	8
44	8	4		8	10		1		1				12	20		1	3					4	16
45	16	1	1	3	1				4				5	21		11	1					12	9
46	9			1	1								1	10		2						2	8
47	8													8		1	1	1(1)				3	5
48	5	2		2	2							2	4	9		2	1					3	6
49	6	5		2	1	4			1			1	7	13		2	1		1			4	9
50	9	4		1		1			3			1	5	14		1	1	1	1			4	10
51	10	1		2	1		1		1				3	13		1	1	3				5	8
52	8	2	1	1	1				2			1	4	12	1							1	11
53	11	3				1			1			1	3	14			6					6	8
54	8	8		1	1	2	2		1	2		1	9	17	2							2	15

区分 年別	取扱件数													終結件数								次年 繰越 件数		
	前 年 繰 越 し	新規申立て												小 計	合 計	取下・和解			命令・決定				合 計	
		申立人別			労働組合法第7条該当号別											取 下 げ	和解		救済		棄 却			却 下
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3	1 ・ 2 ・ 3				無 関 与	関 与	全 部	一 部				
昭55	15	4		1					1		2		4	19	1	2	4				7	12		
56	12	3	1	1	1				2		1	1	5	17	1				2		3	14		
57	14	5				1			2		1	1	5	19	2	2	2		1		7	12		
58	12	9			1	2		1	3		2		9	21		2	2				4	17		
59	17	11		1	2	7	2					1	12	29	4	6	5				15	14		
60	14	2			1				1				2	16		3	2	1			6	10		
61	10	4		1	1	1			1		1	1	5	15	2		3				5	10		
62	10	7			1				2			4	7	17		1	1	1			3	14		
63	14	3				2			1				3	17				1			1	16		
平元	16	3			1	1			1				3	19		1		6			7	12		
2	12													12				4			4	8		
3	8													8					1		1	7		
4	7	2				1			1				2	9								9		
5	9	1				1							1	10		1		1			2	8		
6	8			1					1				1	9								9		
7	9													9					1		1	8		
8	8	1										1	1	9								9		
9	9	2				2							2	11	1		1				2	9		
10	9	4							1			3	4	13			2				2	11		
11	11	4			1			2		1			4	15								15		
12	15	2										2	2	17	1			1			2	15		
13	15													15	1		4	2			7	8		
14	8													8						1	1	7		
15	7	1			1								1	8								8		
16	8													8					1		1	7		
17	7	2									2		2	9	1						1	8		
18	8													8					1		1	7		
19	7	1						1					1	8	4						3	7		
20	1	1			1								1	2						2	2			
21		1			1								1	1				1			1			
22																								
23		1										1	1	1			(1)	1(1)			1			
24		1									1		1	1			1				1			
25		1			1								1	1								1		
26	1	1										1	1	2				1			1	1		
27	1	1							1				1	2			1				1	1		
28	1		3				1		2				3	4				1			3	4		
29			2				1		1				2	2							1	1		
30	1													1							1	1		
令元																								
2																								
3		1			1								1	1	1						1			
4																								
5																								
計	—	147	24	32	46	28	25	2	8	52	1	13	28	203	—	30	50	66	30	13	6	8	203	—

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
1	昭和24(不)7	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄却	再審査(労)
2	25(不)4		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄却	—
4	27(不)3	○		27.12.24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	—
5	31(不)1		1	31. 8. 11	31.10.11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行訴(使)
7	34(不)1	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	○		38. 3. 13	38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2	○		38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノーティス	棄却	再審査(労)
10	39(不)2	○		39. 6. 4	41.10.14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
12	41(不)1	○		41. 3. 28	47.11.15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)
13	49(不)7	○		49. 8. 31	49.12.27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使) (労)
14	45(不)5	○	1	45.12.12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)
15	50(不)2	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーティス	全部救済	行訴(使)

整理 番号	事件番号	申立人		申立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
		組合	個人							
17	50(不)3	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
18	48(不)2	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行 訴(使)
19	昭和54(不)1	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
20	54(不)5	○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	
21	52(不)4		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
23	59(不)11	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノーティス	全部救済	—
24	62(不)7	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2	○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	
27	62(不)3	○		62. 8. 3		668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、ポストノーティス	全部救済	
28	62(不)6	○		62. 11. 18	元. 6. 22	583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
29	62(不)5	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
35	63(不)3	○		63.11.22	3.3.25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行訴(使)
36	平成4(不)2	○		4.6.1	5.9.28	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	○	1	6.6.6	7.7.31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	一部救済	—
38	平成10(不)1	○		10.5.8	12.3.6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	○		11.1.13	13.6.21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行訴(使)
40	11(不)2	○		11.4.20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	○		4.3.25	14.3.27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	棄却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	○		15.11.4	16.11.18	381	2	団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	○		17.7.14	18.6.15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	○	1,394	48.10.9	19.2.27	12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	却下 (一部取下げ)	—
45	50(不)1	○	14	50.1.14		11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	却下 (一部取下げ)	—
46	51(不)3	○	19	51.6.2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、支配介入の排除、ポストノーティス	却下 (一部取下げ)	—
47	51(不)1	○	1	51.1.28	19.6.25	11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	取下げ (一部却下)	—
48	52(不)2	○	3	52.8.18		10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	取下げ (一部却下)	—
49	56(不)1	○	3	56.2.27		9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、ポストノーティス	取下げ (一部却下)	—
50	61(不)1	○	2	61.2.10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取下げ (一部却下)	—

整理番号	事件番号	申立人		申立年月日	終結年月日	処日理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
		組合	個人							
51	19(不)1	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交応諾	棄却	再審査(労)
52	20(不)1	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交応諾、ポストノーティス	棄却	—
53	21(不)1	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
54	23(不)1	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
					23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーティス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
56	27(不)1	○		27. 9. 1	28. 2. 26	179	2	団交応諾	全部救済	—
					28. 9. 30	396	1	不利益取扱禁止、原職復帰、バックペイ、和解協定の履行	一部救済	再審査(使)
57	28(不)1		○	28. 6. 23	28. 12. 8	169	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却下	再審査(労)
58	28(不)2		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却下	再審査(労)
59	28(不)3		○	28. 7. 19	28. 12. 8	143	4	労働委員会事務への介入の排除、ポストノーティス	却下	再審査(労)
60	29(不)1		○	29. 1. 4	29. 2. 28	56	1・3	不利益取扱禁止、ポストノーティス	却下	再審査(労)
61	29(不)2		○	29. 12. 28	30. 4. 3	97	4	ポストノーティス	却下	再審査(労)

- (注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーティスは、文書掲示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。  
2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書主文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。  
また「一部救済」とは、命令書主文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。  
ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。







4 個別労働関係紛争のあつせん事件数（平成14年～令和5年）

年別	区分	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
		前繰越し	新規	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1			1		1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	1
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	1
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	1
	28	1	4	5			4	1	5	
令	29		3	3			2		2	1
	30	1	1	2			1		1	1
	元	1	2	3	2				2	1
	2	1	2	3	3				3	
	3		5	5		2	3		5	
	4		1	1	1				1	
	5		1	1						1
合計		—	58	65	26	8	19	4	57	—

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあつせん」業務を行っている。

# 第4次 岩手県労働委員会活性化計画

[令和4年度～令和6年度]

令和4年2月

岩手県労働委員会

## 第4次 岩手県労働委員会活性化計画

[ 令和4年度 ～ 令和6年度 ]

### 目 次

<b>1 労働委員会の現状と課題</b>	<b>頁</b>
(1) 現状	1
ア 本県の取扱事件等の動向	1
イ 全国の取扱事件等の状況	3
(2) 本県における労働委員会活性化の取組状況	5
(3) 今後の課題	7
<b>2 第4次岩手県労働委員会活性化計画について</b>	
(1) 計画策定の趣旨	7
(2) 目指す姿	8
(3) 目指す姿を実現するための基本方針	8
(4) 計画期間	8
(5) 具体的取組内容及び目標値	8

## 1 労働委員会の現状と課題

### (1) 現状

近年の本県労働委員会における取扱事件の件数は、労働組合の組織率の低下等から不当労働行為事件や集団的労使紛争調整事件の件数は低位安定の状況であるが、一方で、個別労働相談件数は年間 400 件前後で推移し、個別労働関係紛争あっせん事件は年間 1 桁台で推移している（表 1、表 2）。

東北各県と比較すると、不当労働行為事件、労働争議調整事件については各県とも本県と同様 1 桁台前半であり、個別労働関係紛争あっせん事件についても、近年は各県とも概ね 1 桁台となっている（表 3～6）。

第 3 次活性化計画期間（令和元年度～令和 3 年度）における背景として、平成 30 年に「働き方改革関連法」が成立し、時間外労働の上限規制の導入や非正規社員の不合理な待遇禁止等の多様な働き方を実現するための改正法が順次施行された。また、令和 2 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中小企業者への支援策の実施、テレワークの導入等によって労働環境の見直しが行われている。

労働委員会においても、令和 3 年 2 月に労働委員会規則の改正が行われ、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う総会等へのウェブ会議の導入が制度化された。また、令和 3 年 5 月には押印・書面手続の見直しや行政のデジタル化等を目指す「デジタル改革関連法」が成立し、9 月 1 日にはデジタル庁が創設されるなど、デジタル社会の形成が進められている。

### ア 本県の取扱事件等の動向

#### ① 不当労働行為事件

不当労働行為事件の救済申立件数は、年間 1 桁台で推移しており、直近 3 年間（H30～R2）で新規申立では無かった（表 2）。

#### ② 労働争議調整事件

労働争議調整事件の申請件数は、年間 1 桁台で推移しており、直近 3 年間（H30～R2）で新規件数は 3 件となっている（表 2）。

#### ③ 個別労働関係紛争あっせん事件

個別労働関係紛争あっせん事件の申請件数は、直近 3 年間（H30～R2）で 8 件あり、このうち令和 2 年度が 5 件と年度によって増減がある（表 2）。

#### ④ 労働相談対応

労働相談件数は、平成 25 年 6 月のフリーダイヤル設置以降増加してきたが、平成 30 年度以降は 400 件前後で推移している（表 2）。また、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症関連の相談が 37 件含まれており、今後増加する可能性がある。

なお、岩手労働局における相談件数は、平成 30 年度以降は 3,600 件台で横ばいとなっている（表 2）。

表1 労働組合の状況（10年ごとの比較）

（単位：組合、人、％）

暦年	岩手県		全国		
	労働組合数	労働組合員数	労働組合数	労働組合員数	推定組織率
H2	1,112	114,456	33,270	12,264,509	25.2
H12	1,022	108,471	31,185	11,538,557	21.5
H22	870	90,824	26,367	10,053,624	18.5
R2 (R1)	(719)	(73,584)	23,761	10,115,447	17.1

表2 岩手県労働委員会その他関係機関の取扱件数

（単位：件）

年度	岩手県労働委員会				岩手労働局		盛岡地方 裁判所 (労働審判)
	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個別労働 紛争あつ せん事件	相談件数	紛争調整 委員会 あつせん	相談件数	
H28	5(1)	0	5(1)	494	49	2,858	13
H29	1	0	2	451	51	3,043	9
H30	1(1)	2	1	405	63	3,621	11
R1	0	3(2)	2	350	54	3,627	8
R2	0	0	6(1)	406	32	3,633	16

（注1）括弧内の数値は、前年度からの繰越分であり内数である。

（注2）相談件数は、個別、集団合わせた件数である。

表3 東北六県における不当労働行為事件の新規申立件数

（単位：件）

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
H28	1	3	0	1	0	0
H29	0	2	2	0	0	0
H30	1	0	1	5	0	2
R1	0	0	1	1	0	0
R2	1	0	1	1	1	0

表4 東北六県における労働争議調整事件の新規申請件数

（単位：件）

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
H28	2	0	3	3	2	0
H29	3	0	3	4	3	2
H30	3	1	2	1	0	2
R1	3	2	1	1	0	1
R2	9	0	2	3	1	1

表5 東北六県における個別労働関係紛争あっせん事件の新規申請件数  
(単位：件)

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
H28	2	4	6	11	6	10
H29	2	3	3	15	1	11
H30	7	1	2	6	6	4
R 1	1	2	0	4	2	2
R 2	3	2	0	6	5	4

表6 東北六県における個別労働関係紛争に係る相談件数

(単位：件)

暦年	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
H28	62	442	—	—	134	248
H29	101	478	—	—	183	245
H30	131	405	—	488	217	455
R 1	103	354	12	1,008	175	406
R 2	87	364	19	1,073	120	366

(注) 秋田県、宮城県は、平成29年までは労働委員会で労働相談を行っていない。

## イ 全国の取扱事件等の状況

### ① 不当労働行為事件

全国の不当労働行為事件の救済申立件数は、平成28年の303件から減少している(表7)。また、北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の6都道府県で、全体の約8割の事件を扱っており、事件が偏在化している(表8)。

なお、合同労組からの申立てが、全体の7割を超えている(表9)。

### ② 労働争議調整事件

全国の労働委員会の労働争議調整事件の申請件数は、平成28年の310件から200件程度まで減少している(表7)。

なお、合同労組からの申請が、全体の7割を超えている(表10)。

### ③ 個別労働関係紛争あっせん事件

全国の労働委員会の個別労働関係紛争あっせん事件の申請件数は、平成28年から300件前後で横ばいとなっている(表7)。

### ④ 労働相談対応

全国の労働委員会の労働相談件数は、平成28年度以降増加傾向にあるが、知事部局で行っていた相談を労働委員会で行うようになった自治体が含まれるため、当該自治体の件数を考慮すると、平成30年度以降は横ばいと考えられる(表7)。

なお、全国の労働局における相談件数は、平成28年度以降増加傾向にあり、令和元年度には約28万件となっている(表7)。

表7 全国の労働委員会の取扱事件の状況

(単位：件)

暦年	都道府県労働委員会				労働局
	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個別紛争		相談件数 〔年度〕
			あつせん 事件	相談件数	
H28	303	310	310	3,789	255,460
H29	300	283	271	4,100	253,005
H30	298	243	309	5,376	266,535
R 1	245	203	330	5,736	279,210
R 2	280	229	284	5,820	278,778

(注1) 労働争議調整事件は、行政執行法人等を除いた件数である。

(注2) 平成30年度以降に相談を開始した労働委員会があること(宮城県、栃木県、京都府)。

表8 主要都道府県の不当労働行為事件の取扱件数の推移

(単位：件、%)

暦年	北海道	東京都	神奈川県	愛知県	大阪府	福岡県	主要計 (a)	全国計 (b)	割合 (c) = (a)/(b)
H28	22	97	29	7	70	9	234	303	77.2
H29	16	105	37	12	49	8	227	300	75.7
H30	22	97	25	11	72	7	234	298	78.5
R 1	14	95	26	12	41	7	195	245	79.6
R 2	13	116	29	12	51	8	229	280	81.8

表9 不当労働行為事件(新規係属事件)における合同労組の割合

(単位：件、%)

暦年	事件 全事件	合同労組事件	
		件数	割合
H28	303	215	(71.0%)
H29	300	222	(74.0%)
H30	298	222	(74.5%)
R 1	245	184	(75.1%)
R 2	280	213	(76.1%)

表 10 労働争議調整事件(新規係属事件)における合同労組事件

(単位：件、%)

事件 歴年	全事件	合同労組事件		駆け込み訴え事件	
		件数	割合	件数	割合
H28	310	225	(72.6%)	129	(41.6%)
					〈57.3%〉
H29	283	200	(70.7%)	99	(35.0%)
					〈49.5%〉
H30	243	176	(72.4%)	104	(42.8%)
					〈59.1%〉
R 1	203	150	(73.9%)	85	(41.9%)
					〈56.7%〉
R 2	229	166	(72.5%)	93	(40.6%)
					〈56.0%〉

(注1) 行政執行法人等を除いた件数であること。

(注2) 「駆け込み訴え事件」の割合は、上段が全事件、下段が合同労組に占める割合であること。

## (2) 本県における労働委員会活性化の取組状況

本県労働委員会では、平成 25 年度以降、岩手県労働委員会活性化計画を策定し、委員会の認知度の向上、委員及び職員の資質の向上等の活性化に向けた取組を推進しており、令和元年度から 3 年度を計画期間とする第 3 次活性化計画では、①労働委員会の周知及び利用しやすい環境づくり、②委員及び職員の資質向上、③関係機関との連携を基本方針に掲げ、各分野の取組を実施していくこととした。

第 3 次計画期間においては、労働委員会制度の周知や県民の認知度向上を図るため、委員による労働相談や出前講座等の取組を継続して実施するとともに、フリーダイヤルによる労働相談の積極的な活用を促すため、ホームページやツイッターによる随時の情報発信、マスメディア等を利用した県民に分かりやすい積極的な広報活動を行ったほか、利用者のための申請書等への押印廃止に取り組んだ。

その結果、労働相談件数は横ばいで推移しているものの、ホームページへのアクセス件数は、相談事例集やフリーダイヤルの案内等を中心に平成 28 年度から増加傾向にあり、また、令和 2 年度の個別労働関係紛争あっせん事件の処理件数が 6 件となるなど、労働委員会の調整機能の強化と県民の認知度向上に一定の効果があったものと考えられる。

また、計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の派遣研修の中止を余儀なくされたものも多いが、ウェブ活用による研修の実施により資質の維持・向上に努めた。

【参考１】労働相談ダイヤル等を知った媒体及び割合（上位３位まで）

（単位：％）

年度	媒体及び割合
H28	① ホームページ(29.4)、② 電話帳(17.0)、③ ポスター等(9.3)
H29	① ホームページ(29.9)、② 電話帳(18.0)、③ ポスター等(5.8)
H30	① ホームページ(23.2)、② 電話帳(7.4)、③ Be-job(2.2)
R 1	① ホームページ(11.1)、② 電話帳(9.1)、③ ポスター(3.4)
R 2	① ホームページ(26.8)、② 電話帳(3.9)、③ テレビ(3.7)
R 3 (R4.1月末)	① ホームページ(37.0)、② 電話帳(3.8)、③ 市町村広報(3.0)

【参考２】労働相談の内容

（単位：件）

相談内容	H28	H29	H30	R 1	R 2	コロナ 関係	R 3 (R4.1月末)	コロナ 関係
賃金・手当	103	104	99	85	89	16	74	10
パワハラ・嫌がらせ	67	66	65	47	76	2	99	3
退職	60	50	49	35	60	2	56	2
休日・休暇・休業	51	50	37	25	32	3	39	3
社会保険・労働保険	53	42	44	45	42	0	41	0
解雇	36	18	32	21	15	1	36	3
労働時間	24	18	13	12	16	0	24	1
上記以外	187	165	160	138	139	16	106	7
計	581	513	499	408	469	40	475	29

（注）相談内容は、1件で複数となる場合もあることから、相談者数と一致しない。

【参考３】労働委員会ホームページへのアクセス件数の状況

（単位：件）

ページ項目	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3 (R4.1月末)
トップページ	3,244	3,932	3,882	3,854	3,727	3,745
はじめての方へ（労働委員会の案内）	1,968	2,411	2,037	1,315	1,675	1,799
労使間トラブルの解決手続	1,264	1,328	1,534	949	2,114	2,391
その他の手続	112	102	275	181	333	472
労働関係リンク集	491	461	475	245	147	161
業務概要	1,378	1,354	1,580	1,168	2,010	1,685
相談事例集	1,037	1,762	2,269	1,551	4,550	4,552
お知らせ（労働相談なんでもダイヤル、労働相談会日程等）	2,566	3,230	4,249	2,483	3,760	4,687
アクセス数合計	12,060	14,580	16,301	11,746	18,316	19,492

（注）令和元年度は、県のシステム改修があったためアクセス数が減少した。

### (3) 今後の課題

本県労働委員会では、平成25年度以降活性化に取り組み、委員による労働相談や出前講座の実施等を通じて、県民に寄り添った活動を実施してきたところであるが、「働き方改革関連法」の施行や新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う労働情勢の変化を踏まえた、県民により身近で利用しやすい組織としていくためには、次のような課題が存在しているものと考えられる。

ア 近年の労働相談件数や個別労働関係紛争のあっせん制度の利用件数は横ばいで推移しているが、全国の労働局への相談件数は増加傾向にあることを踏まえ、今後もホームページやツイッターによる分かりやすい情報発信、マスメディアを活用した広報活動等を行うことにより、労働委員会の周知に取り組んでいく必要がある。

イ 多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革が推進されており、公労使の三者構成による労働委員会の特徴を活かした労働相談やあっせん制度の活用など、労使関係紛争の早期解決及び未然防止のための利用しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

ウ 全国的な新型コロナウイルス感染症対策に伴い、会議や研修会等でのウェブ導入が常態化し、非常時等における総会等のウェブ会議による開催が可能とされたほか、行政サービスの効率的・効果的な提供の観点から、行政手続のデジタル化、書面・押印・対面規制の見直し等が求められており、こうした社会背景に応じた効率的な労働委員会運営を進めていく必要がある。

また、活性化事業の推進に当たっては、委員及び職員の負担や事業予算を考慮しながら、効果的な事業選択と計画的な事業実施を進めていく必要がある。

エ 働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策等に伴う労働情勢の変化に対応し、不当労働行為事件の審査やあっせん等の労使紛争解決制度の適正な運用を図るため、継続して委員及び職員の資質向上に取り組んでいく必要がある。

オ 複雑・多様化した労使紛争の未然防止や早期解決に向け、関係機関との連携を密にしながら取り組んでいく必要がある。

## 2 第4次岩手県労働委員会活性化計画について

### (1) 計画策定の趣旨

本県労働委員会では、平成25年から活性化計画を策定し、労働委員会の認知度の向上、県民が利用しやすい環境づくり、委員及び職員の資質向上等に取り組んできたが、1の(3)に掲げる課題を踏まえ、令和4年度以降も、継続して活性化に取り組むこととする。

## (2) 目指す姿

本県労働委員会が目指す姿は、次のとおりとする。

「複雑・多様化する労使関係の安定に資するため、労働委員会が広く県民に認知され、労使紛争の早期解決及び未然防止のため広く利用されている。」

## (3) 目指す姿を実現するための基本方針

(2)の「目指す姿」を実現するため、次の方針の下に取り組む。

ア 働き方改革や新型コロナウイルス感染症対策に伴う労働情勢の変化に対応し、公労使の三者構成による労働委員会の特徴を活かした労使紛争解決制度の積極的な活用を促すため、労働委員会の認知度向上に向けた周知に取り組む。

イ 労使関係で問題を抱えている県民にとって身近な組織となるよう、多様な働き方に対応した利用しやすい環境づくりに取り組む。

ウ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策等の観点から行政のデジタル化等への適切な対応など、効率的な労働委員会運営を図る。

エ 労働情勢の変化に伴う多様な労使問題に適切かつ迅速に対応できるよう、委員及び事務局職員の継続的な資質の向上を図る。

オ 多様化する労使紛争の未然防止や早期解決を図るため、関係機関との連携強化に取り組む。

## (4) 計画期間

この計画の対象期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間とする。

なお、毎年度検証と見直しを行い、次年度の実施に反映させるものとする。

## (5) 具体的取組内容及び目標値

この計画の具体的な取組及び目標値は、表11のとおりとする。

表 11 第 4 次活性化計画の具体的な取組

I 労働委員会の周知を図る取組

1 分かりやすいホームページの作成

事業名	目標	取組内容																								
(1) 県HPトップページへのリンクによる労働委員会の役割の周知	年 40 回	<p>県HPのトップページの「新着情報・イベント」及び「カレンダー」に労働委員会情報を掲載し、労働委員会HPへの誘導を図る。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載情報</th> <th>新着</th> <th>カレンダー</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料労働相談会</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>出前無料労働相談会</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23</td> <td>17</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	掲載情報	新着	カレンダー	計	月例無料労働相談会	13	12	25	出前無料労働相談会	5	5	10	出前講座	4	0	4	個別労働紛争処理制度周知月間	1	0	1	計	23	17	40
掲載情報	新着	カレンダー	計																							
月例無料労働相談会	13	12	25																							
出前無料労働相談会	5	5	10																							
出前講座	4	0	4																							
個別労働紛争処理制度周知月間	1	0	1																							
計	23	17	40																							
(2) 発信内容の充実・強化	年 27 回	<p>労働委員会HPのトップページに新着情報を掲載するほか、構成を随時見直す。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲載内容</th> <th>件数</th> <th>内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月例無料労働相談会</td> <td>13</td> <td>年間 1 回、毎月 1 回</td> </tr> <tr> <td>出前無料労働相談会</td> <td>5</td> <td>年間計画、春季、秋季、冬季、合同労働相談会</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>5</td> <td>四半期毎 4 回、実績 1 回</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> <td>10 月：個別労働紛争処理制度周知月間</td> </tr> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>労働相談 Q &amp; A</td> <td>1</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	掲載内容	件数	内訳	月例無料労働相談会	13	年間 1 回、毎月 1 回	出前無料労働相談会	5	年間計画、春季、秋季、冬季、合同労働相談会	出前講座	5	四半期毎 4 回、実績 1 回	個別労働紛争処理制度周知月間	1	10 月：個別労働紛争処理制度周知月間	労働相談実績等	2	年 2 回	労働相談 Q & A	1	随時	計	27	
掲載内容	件数	内訳																								
月例無料労働相談会	13	年間 1 回、毎月 1 回																								
出前無料労働相談会	5	年間計画、春季、秋季、冬季、合同労働相談会																								
出前講座	5	四半期毎 4 回、実績 1 回																								
個別労働紛争処理制度周知月間	1	10 月：個別労働紛争処理制度周知月間																								
労働相談実績等	2	年 2 回																								
労働相談 Q & A	1	随時																								
計	27																									
(3) 画像や動画を活用した情報発信	随時	<p>HPにおいて、画像や県政番組等の動画等を用いた分かりやすい情報発信を図る。 ・ 出前講座、無料労働相談会等</p>																								

2 情報発信の拡充

事業名	目標	取組内容												
(1) マスメディア等を活用した情報発信	年 51 回	<p>県広報媒体（テレビ・ラジオ番組、いわてグラフ等）等を活用し、情報を発信する。 (目標値の内訳)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ</td> <td>6</td> <td>労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル</td> </tr> <tr> <td>ラジオ</td> <td>13</td> <td>労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間</td> </tr> <tr> <td>いわてグラフ</td> <td>2</td> <td>労使トラブル フリーダイヤル</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回数	内容	テレビ	6	労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル	ラジオ	13	労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間	いわてグラフ	2	労使トラブル フリーダイヤル
区分	回数	内容												
テレビ	6	労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル												
ラジオ	13	労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間												
いわてグラフ	2	労使トラブル フリーダイヤル												

		<table border="1"> <tr> <td>商業施設等</td> <td>3</td> <td>無料労働相談会（月例・出前）</td> </tr> <tr> <td>新聞</td> <td>1</td> <td>フリーダイヤル</td> </tr> <tr> <td>ツイッター</td> <td>26</td> <td>労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51</td> <td></td> </tr> </table>	商業施設等	3	無料労働相談会（月例・出前）	新聞	1	フリーダイヤル	ツイッター	26	労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間	計	51	
商業施設等	3	無料労働相談会（月例・出前）												
新聞	1	フリーダイヤル												
ツイッター	26	労使トラブル 無料労働相談会（月例・出前） フリーダイヤル 個別労働紛争処理制度周知月間												
計	51													
(2) LINEを活用した情報発信の検討	県の計画に合わせて実施	LINEによる情報発信は、閲覧のための利用登録を前提とすることから、県のLINE開設の計画と歩調を合わせて対応を検討する。												
(3) 関係機関・団体等と連携したポスター掲示、チラシの配布	毎年度予算の範囲で決定	個別労働紛争処理制度周知月間を中心に、公共施設、主要駅、関係機関等におけるポスター掲示やチラシの配布等による情報発信を図る。 (例) 労働関係機関、振興局、市町村、関係団体（弁護士会、使用者団体、商工団体、福祉団体等）、主要公共施設、協力金融機関等												
(4) 求人誌や広報誌を活用した情報発信	年12回	求人情報誌や各種団体の広報誌、タウン誌などに、労働委員会の相談会情報等の掲載を依頼する。 (例) Be-Job(毎月1日発行)、いわて経協(随時)など												
(5) 記者会見の活用	随時	社会的に重要又は影響が大きい事項の発表については、会長が記者クラブにおいて記者会見を行う。												
(6) 記者クラブへのプレスリリース	年7回	労働委員会の活動等について、プレスリリースを行う。また、プレスリリースに当たっては、取材への積極的な対応を図る。 (目標値の内訳) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働相談実績等</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>出前無料労働相談会</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>個別労働紛争処理制度周知月間</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	区分	回数	労働相談実績等	2	出前無料労働相談会	4	個別労働紛争処理制度周知月間	1	計	7		
区分	回数													
労働相談実績等	2													
出前無料労働相談会	4													
個別労働紛争処理制度周知月間	1													
計	7													
(7) 出前講座の実施による労働委員会活動のPR	随時	労働者団体、経営者団体、学校等からの要請に応じ、委員又は職員が出向き、ワークルールの周知や事例紹介とあわせて、労働委員会の取組を紹介する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな実施団体の開拓に向け、ジョブカフェ等を通じた学校への周知の取組</li> <li>事例等を用いたわかりやすい高校生向け講座資料の作成</li> <li>教員アンケートの実施等によるニーズの把握</li> </ul>												

## II 県民が利用しやすい環境づくりに向けた取組

### 1 労働相談の充実

事業名	目標	取組内容
(1) 労働相談専用フリーダイヤルの活用	通年	労働相談専用フリーダイヤルを継続して運用し、気軽に相談できる体制を継続する。 困難事案は、委員による相談会への誘導を図る。
(2) メールを活用した労働相談の実施・周知	通年	労働相談専用のサイトを開設し、メールを活用した労働相談を実施するとともに、活用に向けた周知を図り、時間の制約を受けずに、気軽に相談しやすい環境を作る。
(3) 関係機関との合同による無料労働相談会の実施	年1回	労働局等の関係機関と合同で、労働相談会を実施する（毎年10月）。
(4) 委員による月例無料労働相談会の実施	年12回	毎月、定例総会の前に、公労使委員各1名で月例無料労働相談会を開催する（1人45分以内。予約制）。
(5) 委員による出前無料労働相談会の実施	年13回	委員が地域に出向き、相談者が来場しやすい出前無料労働相談会を下記により実施する（春季、秋季（合同労働相談会を含む）、冬季）。 ・ 委員による相談の完全予約制の試行実施（合同労働相談会を除く） ・ 夜間相談の実施（2回）
(6) 経営者を対象とした労働相談の強化	随時	経営者を対象とした出前講座と併せた労働相談の周知、経営者向け機関紙掲載等による労働相談の周知を図り、利用促進に繋げる。
(7) 労働相談Q&Aの拡充	年1回	労働委員会HP内の労働相談Q&Aを毎年度見直し、充実を図る。

### 2 審査・調整手続等の利便性の向上を図るための取組

事業名	目標	取組内容
(1) 不当労働行為事件の目標期間内の審査	通年	審査の迅速化のため、不当労働行為事件の審査を目標期間（団交拒否事件6か月、通常事件1年）内に行う。 ・ 第1回調査期日の速やかな設定（被申立人に救済申立書の写しが送付されてから30日以内に労働委員会に答弁書が提出された後） ・ 申立事実の早期の整理 できる限り第1回調査までに ・ 代理人不在の場合の対応 当事者への丁寧な説明と定型化 ・ 期日の複数回の一括設定 2～3回
(2) 労働相談等におけるウェブ会議システムの導入可能性の検討	随時	他県等の状況等を見ながら、ウェブ会議システムを活用した無料労働相談会の可能性を検討する。 また、新型コロナウイルス感染症対策、利便性向上等の観点から、審査・調整の諸手続（不当労働行為事件調査、個別あっせん事件調査、労働相談等）における導入の可能性について検討を行う。

(3) 現地あっせん・夜間あっせんの実施	随時	当事者が遠隔地におり希望する場合、現地に出向いてあっせんを行うほか、当事者の都合によっては夜間にあっせんを行う。
(4) 書面・押印・対面規制の見直し	随時	国及び県全体の動向を見ながら、書面・押印・対面規制の見直しに向けた検討を行う。

### III 効率的な運営を図るための取組

事業名	目標	取組内容
(1) 非常時等におけるウェブ会議による総会、研修会等の実施	通年	新型コロナウイルス感染症の拡大や災害時等におけるウェブ会議システムを活用した総会の適切な運用を図る。 また、諸会議や研修会におけるシステムの有効活用を図る。
(2) 会議録作成システムの活用	通年	会議等の議事録作成における会議録作成システムの活用を図る（審査・調整事件等、個人情報を取り扱う会議を除く）。
(3) 電子決裁・文書管理システムの導入の検討（事務局）	随時	行政手続のデジタル化への対応と適正な文書事務の推進を図るため、全庁的な取組と合わせ、事務局において電子決裁・文書管理システムの導入について検討する。
(4) 労働相談のマニュアルの見直し	随時	労働相談事務処理マニュアルを随時見直し、相談の充実を図る。
(5) 審査・調整マニュアルの見直し	随時	審査・調整マニュアルを随時見直し、円滑な業務の遂行を図る。

### IV 委員及び事務局職員の資質向上のための取組

事業名	目標	取組内容
(1) 三者研修		
ア ブロック総会、研修会議題勉強会	年2回	委員全員による研修議題の勉強会を実施し、委員及び職員の資質向上並びに情報共有を図る。 ・ ブロック総会研修課題勉強会（春季） ・ ブロック研修会研修課題勉強会（秋季）
イ 審査・あっせん等終結事案研修会（振り返りシート作成）	事件終結後	審査事件やあっせん事件終結後に、委員全員で意見交換を行い、情報共有やノウハウの蓄積を行う。
ウ 委員研修会	年2回	中央労働委員会委員や大学教授、労働局や裁判所の職員等を講師に招くほか、委員が講師となり、研修会を行う（毎年度、委員の意向を踏まえ決定）。
エ 定例総会における労働相談の概要報告	年12回	労働相談の概要を定例総会で報告し、情報共有を図るとともに、今後の相談対応等の参考に資する。
オ 他委員会の審問見学	年1回	他委員会の審問を見学し、当委員会における審問手続の参考に資する。

(2) 委員派遣研修	派遣者数は年度ごとに決定	委員の資質向上のため、委員を各種研修に派遣する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公労使委員合同研修〔中労委〕</li> <li>・ 公労使委員個別紛争専門研修〔中労委〕</li> <li>・ 個別労働紛争解決研修(基礎・応用)〔全基連〕</li> <li>・ 労使関係セミナー〔中労委〕等</li> </ul>
(3) 事務局職員派遣研修	派遣者数は年度ごとに決定	職員の資質向上のため、職員を各種研修に派遣する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働委員会事務局職員(中央・専門)研修〔中労委〕</li> <li>・ 個別紛争専門研修〔中労委〕</li> <li>・ 個別労働紛争解決研修(基礎・応用)〔全基連〕</li> <li>・ 労使関係セミナー〔中労委〕</li> <li>・ 労働契約等解説セミナー〔厚労省〕等</li> </ul>
(4) 事務局勉強会	年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任職員を念頭に、グループ員で労働法制、事務処理マニュアル等を学習する。</li> <li>・ 労使紛争に関する裁判例や他委員会の命令等について、グループ員で学習する。</li> </ul>
(5) 事務局職員研修	年10回	事務局長、課長、職員による業務課題や自己研究、研修報告等により、知識・教養に関する研修を行う。

## V 関係機関との連携を強化するための取組

事業名	目標	取組内容
(1) 関係機関との合同による無料労働相談会(再掲)	年1回	労働局等の関係機関と合同で、労働相談会を実施する。(10月)(再掲)
(2) 知事部局や労働局主催の会議への参加	年4回	知事部局が主催する会議(就業支援員連絡会議等)や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業支援員等情報交換会 1</li> <li>・ 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 1</li> <li>・ 岩手労働局との合同研修 1</li> <li>・ 労働関係法令の改正に係る説明会等 1</li> </ul>
(3) 岩手労働局との個別あっせんでの連携強化	随時	岩手労働局と連携し、それぞれの特色を生かした個別労使関係紛争への対応を図る。
(4) 関係機関HPへのリンク設定による連携	随時	労働委員会HPにおいて、国関係機関(労働局、労働基準監督署、ハローワーク、裁判所)、労使関係団体、その他民間団体等のHPへのリンクを増設・整理し、訪問者に分かりやすいリンク集を作成することにより、関係機関との連携を図る。





---

---

岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報  
(令和5年版)

令和6年3月発行

編 集 ・ 発 行 岩 手 県 労 働 委 員 会 事 務 局

(〒020-0021) 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階

T E L 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査・調整担当)

F A X 019 (629) 6274

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>

---

---



